

○畠山晋一座長 ただいまから第11回議会制度研究会を開会いたします。

それでは、1 検討項目の協議ですが、本日は、現在協議中の項目について結論を出したいです。

まず、(1) 区議会のDXについて、オンラインによる議会出席の制度化についてを議題といたします。内容がモニターの活用についてと委員会のオンライン利用についてとなりますので、まずはモニターの活用について、前回の協議経過について事務局より報告を願います。

○菊島区議会事務局次長 では、モニターの活用について御説明させていただきます。

委員会の資料をそのままモニターに映すのではなく、必要に応じてモニターを活用していく意見の一方、会議録の掲載方法や事務負担の増加などの課題があり、現時点での活用は難しいとの意見に分かれてございました。

なお、本日出席していない会派から特段御意見はいただいております。

○畠山晋一座長 委員会資料をそのまま映すのではなく、必要に応じて活用するという意見と、課題があって導入は難しいとの意見に分かれているということですが、本件について改めて御意見があればお願いをします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○畠山晋一座長 意見がないということで、本件については、研究会としての意見をまとめることが難しいようですので、意見の一致を見ない事項として、検討経過を議会運営委員会に報告することよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

次に、委員会のオンライン利用について、前回の協議経過について事務局より報告を願います。

○菊島区議会事務局次長 委員会のオンライン利用について御説明いたします。

育児や介護等、多様な事情に対応するため、条件等を整備した上で、オンライン出席できる事由を拡充すべきとの意見の一方、そうした事情があるのであれば欠席するのが望ましい、また、感染症蔓延や大規模災害以外は登庁が基本であるなどの理由から、現行どおりという意見に分かれてございました。

なお、本日出席していない会派から特段御意見はいただいてございません。

○畠山晋一座長 こちらも要件を拡充すべきとの意見と現行どおりという意見に分かれているということですが、本件について改めて御意見があればお願いします。

○たかじょう訓子委員 前回のときに、私の発言の後にそのべ委員や中塚委員からも当事者の声が伝えられました。私どももそれを報告して検討したところ、そういった当事者の思いというのはしっかりと受け止めてもいいのではないかとということで、現行のもので、必要があれば、申出があった場合に別途検討して対応するというふうにしていったらいいのではないかとというふうに考えています。

○そのべせいや委員 現在も様々な事由を抱えていらっしゃる方がいるかもしれないですし、それを今のところ、表立って公表する状況が難しいというような状況もあるやもしれませんが、単に欠席をするということではなく、間の選択肢というものが用意できないかということについて、当事者の人たちがどう考えられているか、感じているかということをご検討いただき、前向きに御検討、御判断いただければと要望しておきます。

○畠山晋一座長 そのほか御意見はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 今、様々な御要望、御意見がありましたけれども、研究会としては、意見をまとめることは難しいようですので、意見の一致を見ない、要望を受けるという形で、検討経過を議会運営委員会に報告することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、(2)メディア等の議会傍聴の方針についてを議題といたします。

前回の協議経過について事務局より報告願います。

○菊島区議会事務局次長 メディア等の議会傍聴の方針について御説明いたします。

一定の条件の整備を前提としまして、撮影、録音を許可する対象を拡大するという意見の一方、インターネット中継で公開されていることや、偏った編集により、真意とは違う形で伝えられるリスクがあることなどから、現行の要件を維持すべきとの意見に分かれてございました。

なお、本日出席していない会派から特段御意見は頂戴してございません。

○畠山晋一座長 本件については、撮影、録音を許可する対象を拡大するという意見と、現行の要件を維持すべきという意見に分かれておりますが、本件について改めて御意見が

ありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 本件については、研究会としての意見をまとめることが難しいようですので、意見の一致を見ない事項として、検討経過を議会運営委員会に報告することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

次に、(3)行政視察のあり方の見直しについてを議題といたします。

前回の協議経過について事務局より報告をお願いします。

○菊島区議会事務局次長 行政視察のあり方の見直しについては、オンラインでの視察や自治体規模を考慮するとともに、海外も視野に入れた視察先の選定、移動手段の見直しなどが提案されました。

まず、オンラインの視察につきましては、移動の効率化の観点から認めるべきという意見の一方、相手方自治体の負担への配慮や、現地を体感する意義から現行どおりとする意見に分かれてございました。

また、視察先については、距離ありきではなく、目的や区の施策への反映を念頭に委員会で判断することでは一致してございましたが、海外都市への委員会視察については、先進事例を学べるのであれば、選択肢として排除すべきではないという意見の一方、委員会視察ではなく、政務活動費を活用し、会派で視察すれば足りるという意見に分かれてございました。

さらに、移動手段につきましては、集団での移動であることから、まとまった座席の確保が必要という点については同様の方向性でございましたが、指定席、グリーン車のどちらを中心とするかについては意見が分かれてございました。

なお、本日出席していない会派から特段御意見は頂戴してございません。

○畠山晋一座長 本件については、オンラインでの視察や海外都市への視察、移動手段について様々な御意見をいただきましたが、改めて御意見があればお願いいたします。

○岡川大記委員 少し今までの話とは違うのでも大丈夫でしょうか。この件に関して…

○畠山晋一座長 違うといっても、このテーマに沿った話じゃないと。

○岡川大記委員 テーマには沿っています。

行政視察について、近隣への視察ということがあるんですが、実際、世田谷区の中を皆さんと一緒に見ていくということも視察としていいんじゃないかなと。部課長と現地職員とともに委員会のメンバーが行って、改善の一手を決めていくであったり、課題を拾って、その課題を基に、どんな課題があるのかと目線を合わせた上で、いろんな視察先を決めていくというのが実際はいいんじゃないかなということで、すみません、ちょっとずれますが、以上です。意見です。

○畠山晋一座長 いえいえ、御意見として承ります。

○そのべせいや委員 まず、海外視察の費用が高いのかということについて、先日、皆様に資料がお送りされる際に補足としてお送りをしたのですが、国内の移動が2泊3日——2泊3日に限らないですが、国内の遠くへの移動が大体5.5万円から9万円程度になるのに対して、アジアでいうと、例えば、ソウルなどは、成田～インチョンだと5万円と。成田まで行く交通費ですとかはかかると思うのですが、少なくとも9万円以下には収まる、全日空、日本航空を使っても7万円で往復ができるようなプランもあったりします。バンコク、マニラ、香港などですと8万円で往復が可能な便も存在をしていますので、今後、こういう価格帯であるということは、ぜひ御認識をいただきたい。

最後に、移動手段についてということで、先日は往路を集団で移動するときの価格、費用について議論していただきましたが、復路につきましては、基本的には、費用を事務局からいただく、あるいは、チケットを手配していただくという形ですが、その費用については、現在、グリーン車を準用していただいている形になります。復路につきましては、集団で行動するわけでもございませんので、グリーン車相当分である必要性、妥当性というものを欠いているので、普通車指定席相当が妥当であるのではないかということについて、改めてこの場で発言をさせていただきます。

○上川あや委員 私からも、視察先に海外を含めていくということについては、積極的に考えてよいのではないかと考えています。航空券の買い方にもよりますが、通常、私的に航空券を買うときには、国内の主要都市に飛ぶ便よりも、よっぽど海外に飛ぶほうが燃油サーチャージを入れても安くて、割と正規に近い形であっても、時間的にも料金的にもそんなに遜色ないことが多いんじゃないかなと思います。

あともう一方、例えば韓国のソウルとか釜山とかに行くと、まちづくりとかでもすごく刺激があるんです。バス停のベンチが常に暖かいのが通常であって、真冬は暖かく、夏は涼しいとか、炎天下で交差点には日傘が出てくるとか、すごく参考になるような——法規

制が違いますから、同じことを全くそのまま輸入はできないんでしょうけれども、自分自身が新鮮だと思って、何らか取り入れたいなと思うようなこととかも、驚きとか、よい点とか、応用できることとかは共有認識を育てていくというのはすごくいい手段ですし、そういう認識を育てるためにこそ、委員会でみんなで行くことの意義があることを考えると、より積極的に考えていく価値はあるんじゃないかと考えています。

○畠山晋一座長 そのほか御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 海外については、御意見は賛否がありますけれども、いいものを見に行くというのは、当然、誰としても反対する立場のものではありません。ただ、金額については、時節柄というものもありますし、どこが、どう安いかは、その瞬間は安いかもかもしれませんが、その次の1か月を過ぎると、また1万円、2万円跳ね上がるという事情、社会的な要素があったりしますので、その話もそのときの期の人たちでしっかり歩調を合わせてやっていくということは、ぜひとも我々としては検討しなきゃいけないのかなということとは理解できますので、そういった意見も付しながら、そうは言いながら、オンラインのこととか、まとまっていない状況が今回の議会制度研究会の状況でありますので、意見の一致は見ない事項として、検討経過を議会運営委員会に報告することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で、1 検討事項の協議（協議中の項目）を終わります。

次に、2 検討項目の協議（新規の項目）に入ります。

まず、(1) 議選監査委員による議会への監査報告の実施など監査委員のあり方検討を議題といたします。

まずは提案会派より改めて検討項目について御説明を願います。

○中塚さちよ委員 お配りした資料のほうを読み上げる形でよろしいでしょうか。

○畠山晋一座長 どうぞ、簡潔に。

○中塚さちよ委員 議選監査委員による議会への監査報告の実施など監査委員のあり方検討について御議論をお願いしたく、御提案させていただきます。

主旨としましては、地方自治法に基づきまして、本区においても監査委員は識見を有する者及び議会選出の委員によって構成されています。しかしながら、監査委員には職務上

の守秘義務が課されていることから、活動実態の詳細が議会からは見えにくいという課題も生じています。このような制度上の課題や平成29年の地方自治法改正以降の議選監査委員をめぐる議論の経緯も踏まえた上で、まずはその活動の透明化を図ることが重要であると考えます。区政運営における透明性、説明責任の向上を図るためにも、監査委員の仕事内容を議会として把握できるよう、議会への定期的な報告を実施するなど、監査委員の在り方について、以下のとおり検討をお願いします。

主に検討していただきたい事項としまして、1 議会への監査報告の制度化。議会選出の監査委員が定期的または随時に監査の概要、結果を議会に対して報告する機会を設けることの是非について検討いただければと思います。他自治体、東京都内におきましても、この下の参考事例のほうに書いておりますとおり、年1回ないし年4回といったところもございしますが、定例会等で議選監査委員が議会に対し報告をしているといった例がございません。

2 議員の関与のあり方。議会選出監査委員の必要性、選出方法、人数、任期、職務範囲等について、現行制度の課題を整理するということをお願いしたいと思います。この人数等につきましては、条例改正も伴うものであることから、まずはその前に十分な議論をしまして、課題を整理していく必要があるかというふうに考えております。

○畠山晋一座長 それでは、引き続き事務局から現状や課題について説明をお願いします。

○菊島区議会事務局次長 事務局からは、今、2つの項目の御説明がございましたので、それに沿って御説明させていただきます。

まず、議会への監査報告の制度化についてという項目でございます。地方自治法では、定期監査等の結果に関する報告を議会等に提出することが定められてございます。これに基づきまして、区議会も定期監査報告書や財政援助団体等監査報告書、工事監査報告書等の提出を受け、本会議で報告してございます。提出された監査結果の取扱いは議会側のお話というふうになります。

23区の状況は、委員の御説明と重複しますが、本会議にて議選の監査委員により口頭で定期監査の報告等を行っている区が2区あることを確認してございます。

次に、議員の関与のあり方についてでございます。監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業、経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任し、その任期は、識見委員は4年、議員選出委員は議員の任期によるものと定められてございます。

人数については、世田谷区監査委員条例にて、議員選出は2人と定められております。

平成29年の地方自治法改正により、議員選出の監査委員について、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるとされましたが、世田谷区においては、識見委員と議会選出委員、それぞれの知識、経験や強みを生かして監査を実施していただいていると認識し、議会選出委員の廃止や委員構成の変更は考えていないということをごさしました。

なお、23区で議選監査委員を廃止している区はございません。

○畠山晋一座長 それでは、本件について御質疑がありましたら、どうぞ。

○いたいひとし委員 議選というところなんですけれども、今まで私も議員は長いんですけども、議選に関しては、様々議会の中でも議論があつて、これをなくすべきだと言う人もいたし、やはり議会の重しとして必要なんだという様な意見があつて、今日に至っているわけです。

提出した会派がどうだったのかなというふうに振り返ってみると、議選については結構厳しい発言をしていたのではないかなということと、それから、ほかの会派もこれについては反対しているというか、不必要論というか、要するに、根っこのところが様々あるのではないかと。

そう考えたときに、いきなり議選の監査委員云々というのはちょっと飛躍し過ぎているのではないかと。過去の例を振り返れば、そんなことはあつたけれども、必要だからやり直しましょうというんだつたら、ここで初めて議論になる。まさにスタートを1回確認しないと、足元を1回確認しないと始まらない議論ではないかと思っています。

○畠山晋一座長 質疑ではなく、御意見ですか。

○いたいひとし委員 聞いている。

○畠山晋一座長 質問ですか。

○いたいひとし委員 はい。

○畠山晋一座長 でも、議選の廃止ということは言っていないのでは。

○いたいひとし委員 廃止と言っていた会派もあるので、廃止があるんだつたら、最初から議論にならないでしょうということですよ。今までのだと、多少、歩み寄れるところがあるけれども、この場合は過去の歴史があつて、水と油的なところから始まっているところがあると私は理解しているんです。だから……。

○畠山晋一座長 もしかしたら変わっているかもしれませんよ。

○いたいひとし委員 だから、変わっているのかというところを確認してから、議研だから、ニュートラルにしてやるというふうに皆さん思っているのだらうと、提出している会派もいろいろあったけれども、ニュートラルにこれをやりましょうと言っているのであれば、議論の余地があるけれども、そうではなく、廃止なんだけれども、議選が出ているんだったらやりましょうと矛盾するような思惑の中の発言であるならば理解できないので、そのところのスタートラインの確認を提出された会派、あるいは、今日御指摘の意見をお聞きしたいということでもいいですか、座長。

○畠山晋一座長 どうぞ。

○中塚さちよ委員 いたい委員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、私どもの会派の考え方の根っこの部分はどうなんだという御質問に関してなんですけれども、地方自治法改正以降、様々な議論がある中で、私が所属していた当時の会派でも厳しい点ですか、議会選出監査委員に対して、必要なかといったことを申ししていた時期はございました。

ただ、今、会派の構成が変わりまして、政党も変わり、新しいメンバーも入ってきて、そうした中で、今回、もう一つ、議会報告会のほうも提案をするところなんですけれども、様々な他自治体の議会制度、監査委員のことについても調べていく中で、いたい委員もおっしゃったとおり、今すぐ廃止とか、そうした結論をもってここで議論したいということではなく、廃止ということは、私自身がいた会派や他会派でもそうした御意見があったということの中には、当然、理論というか、根拠があり、お配りしております資料の2枚目のほうにも書いておりますけれども、議選の委員は二元代表制の観点から矛盾しているんじゃないのかとか、そうしたことであったり、守秘義務があるので、なかなか難しいのではないかとといったこと。

一方で、議会選出監査委員がいることによるメリットを生かしている自治体があるところも認識をしているので、今回はどちらかの結論をもって臨むということよりは、私どもの会派としても、新しいメンバーを迎えて、また、時代も変わってきて、様々な区の外郭団体であったり、委託をしている民間であったり、様々な事業に対して、より監査ということをしっかりやっていくことが、区民の皆様の大切な税金の使われ方をしっかりとチェックしていくという、私たちに課せられた仕事をしていくためにも、監査委員について、もう一度、ここで皆様とともに議論していきたいと。

他自治体では、人数を増やしているところもあったり、あるいは、その中の構成、例え

ば港区などは、議選委員を減らして、専門職の監査委員を増やしていたり、あとは、これは他自治体の方から言われたこととして、うちは包括外部監査を今中止してしまっているもので、そうした中で、行政職の人だけだったら、それでいいんだろうとか、本当にいろんな議論が必要ではないかなと考えております。

○そのべせいや委員 確認なのですが、今、企画総務常任委員会で年に何度か、監査とつく報告があるかと思われませんが、工事監査の結果ですとか、出納検査の結果、財政援助団体等監査の結果、あとは定期監査の結果の報告自体はありますが、今回書かれている内容は、これらの既に報告がある監査と重複をする部分、あるいは、異なる部分ほどのあたりになるのでしょうか。

○中塚さちよ委員 今いただいた内容についてなんですけれども、重複する部分もあるのかもしれませんが、実際に他自治体で報告をしているものに関しては、決して一方的な報告ではなく、インタラクティブというんですか、議会選出の委員が各定例会であったり、あとは、これも他自治体で聞いたところによると、常任委員会とか、予算、決算で招致をして、議選委員の方に説明をしていただき、そこで質疑をしていくと。そうすると、やはり議員の目線によって、その事業というんですか、監査はどうだったのかといった、より深い議論もできるといったメリットもあるとお聞きしています。

今は定例のものだけですけれども、そういうのを頻度高くやっている自治体もありますし、きめ細かく予算とか決算について——今、監査委員は予算・決算特別委員会で質疑ができない現状にうちの区はありますけれども、そこでの議論もできるようになるということはメリットがあるのではないかというふうに考えております。

○畠山晋一座長 そのほか御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 では、現時点での意見があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 では、本日出席していない会派から現時点での意見があれば、事務局よりお願いします。

○菊島区議会事務局次長 特段お預かりしてございません。

○畠山晋一座長 分かりました。

それでは、本件について、本日の協議はここまでといたします。次回、改めて協議いたしますので、本日の議論を踏まえ、各会派で意見をまとめていただきますようお願いいた

します。

本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告の上、御意見を伺うようにしてください。お願いします。

次に、(2)少数会派の発言時間についてを議題といたします。

まずは提案会派より改めて検討項目について御説明を願います。

○たかじょう訓子委員 少数会派の発言時間について、日本共産党世田谷区議団からの提案をさせていただきます。

日本共産党世田谷区議団は、区民に開かれた民主的な議会運営をさらに前進させる立場から、討論、意見開陳及び請願処理における少数会派の発言時間の在り方について、改めて議論を行うことを提案します。

議員は、選挙を通じて区民から負託を受け、区民の多様な意見や要求を議会に届ける役割を担っています。議会には、多数意見のみならず、少数意見も含めた幅広い民意を反映し、区民に対して十分な議論を示していくことが求められます。

しかし、2015年の改選時に議会運営に関する申合せが変更され、本会議における討論、意見開陳の発言時間について、それまで全会派に一律10分が保障されていたものが、会派人数に応じた配分へと変更されました。その結果、現行では、1人会派3分、2人会派5分、3人会派8分へと短縮されています。

討論、意見開陳は、単なる議会内部の手続ではなく、各会派が議案や請願に対する賛否やその理由を区民に明らかにし、行政運営に対する評価や政策課題を示す重要な機会です。とりわけ請願審査に関わる討論は、区民の請願権に関わるものであり、区民の切実な声や少数意見を議会の場で可視化する役割を担っています。

会派人数に応じて発言時間に大きな差をつけることは、議会内の効率性を重視する一方で、少数会派を通じて表明される区民の意見や問題提起を十分に扱えなくする側面があります。少数会派であっても、選挙によって一定の区民の支持と負託を受けており、その意見表明の機会は尊重されるべきです。

また、2015年当時には、少数会派に対する差別的変更の理由、経緯の説明を求める趣旨の陳情が697名の賛同を得て提出されるなど、区民からも議会運営の在り方について疑問や懸念の声が寄せられていました。

2027年4月には区長・区議会議員選挙が予定されており、改選後には新たな議会構成の下で議会運営について改めて協議、決定が行われることとなります。その前段として、議

会制度研究会において、討論、意見開陳及び請願処理における少数会派の発言保障の在り方について議論を深め、次期議会運営に係る議論へ反映させることを求めたいというふうに思っております。

あわせて、議会運営においては、効率性のみを重視するのではなく、多様な民意を反映し、区民に開かれた議会を実現するという観点を重視すべきであるということを提起するものです。

○畠山晋一座長 引き続き事務局より現状や課題について説明をお願いします。

○菊島区議会事務局次長 それでは、事務局から御説明いたします。

討論、意見及び請願の処理における発言時間について、世田谷区議会では、議員の任期の初めに議員協議会及び議会運営委員会で議会運営に関する主な確認事項として決定しておりまして、今期を通じて、討論、意見については、1委員長報告当たり1会派10分を上限に、2分30秒に会派の構成員数を掛けた時間、1分未満の端数は切上げでございます。請願の処理については、処理全体で1会派10分を上限に、2分30秒に会派の構成員数を掛けた時間、こちらも1分未満の端数は切上げとすることが決定されてございます。

発言時間のこれまでの変遷でございますが、提案会派からの御説明もありましたとおり、平成27年の改選期までは、討論、意見、請願の処理ともに、発言時間は1会派10分以内でございましたが、平成27年の改選の際に現在の発言時間とすることが議員協議会及び議会運営委員会で決定され、以降、前期、今期についても同様の取扱いとする決定がなされてございます。

○畠山晋一座長 それでは、本件について御質疑がありましたら、どうぞ。

○いたいひとし委員 今期の当初、このように決定していて、今日に至っているわけです。1度決まっていることですよ。決まったことをもう一度蒸し返しと言ったら失礼ですけども、議論するという大義名分というのを——全員で決めたことが悪いというか、けしからんという趣旨なんですか、そこに入ってくる話じゃないですか。だから、新しい期になって、皆さん、改めて話し合えばいいことだし。

毎回、議運でも、この発言時間でいいのか悪いのかということを諮っているじゃないですか。一つ一つ丁寧にやってきていると私は思うんですけども、そういった議会での積み重ねを置いておいても、私たちは何を持って帰って議論したらいいのかという参考にしたかったので、共産党の思いというか、思いと聞いたんですけども、もうちょっと科学的な根拠があれば教えてください。

○たかじょう訓子委員 科学的な根拠というのではないですけども、科学的な根拠というよりも、区民にとってどうかという観点で議論をしていただけたらいいのではないかと、うふうに私どもは思っております。

○いたいひとし委員 この議論に至るまで、与えられた時間でどのぐらい発言したのかとか、しなかったのかというのを1度調べてもらった経緯があって、割り当てた時間を全部使ったということではなくて、5分でも3分で終わっているとか、5分だったら4分で終わっているとか、それ以上、鐘が鳴り続けるほど欲しいんだから、そうやって頑張って、ぎりぎりまで発言したけれども、発言し切れなかったみたいなこともなくて、皆さん、ちゃんとうまくまとめていらっしゃるというふうに私は理解しております。意見です。

○そのべせいや委員 会派制を世田谷区議会としては採用している中で、今期の途中で私自身は1人会派だった方と会派を結成して、人数が増えていったという経緯があるんですけども、現時点で見ると、どちらかというところと集約をされたというよりは、発散していった方向にあると感じています。

我々も少数会派のほうであるんですけども、少数会派の様々な、自由にやりたいことができるようになっていく中で、どんどん発散をしていく方向に、究極は50人一人一人が自分の会派に——50人はないにしても、20人とか25人とかという方向に発散をしていくとなると、議論の集約といいますか、民意の形成みたいなことが——今どきは、もちろん、どちらかというところとデジタルとか、ダイレクトになっているものの、どんどん発散をしていくと、議論の収束、あるいは、收拾がつかなくなるみたいなこともちょっと懸念としては抱いているところでありますが、少数会派が増えていくことについて何か御意見が提案のたかじょう委員、日本共産党さんとしてありましたら、教えていただきたいです。

○たかじょう訓子委員 それは少数会派が増えると、それだけ発言時間が増えてしまうということですね……。

○そのべせいや委員 時間だけではなく。

○たかじょう訓子委員 少数会派になるには理由があるわけです。会派人数が多いほうが議会でも意見としては強く扱われるということがありますから、それは利益があるはずですけども、少数会派になるには理由があると思います。意見の違いがあるからです。だから、そこは重要視するべきだということに考えているところです。だからこそ、議論の中でどうなのかということは、意見を闘わせて、皆さんで、ああ、なるほどと合意形成であったり、意見の違いを認め合うというところまで発展できる知恵が私たちにはあるか

というふうに思いますので、そういった意味で無駄ではないというふうに思っております。

○畠山晋一座長 そのほか御質疑はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、現時点で御意見があればお願いをします。

○そのべせいや委員 お話をして、やっぱりこうだと態度が変えられる、それぞれの会派の方が1人の御意見で意見を変えられるタイミングの発言時間は必要なのかなと思うところもあるのですが、固定化してしまった後の態度だけは、発言時間が長くなることによるメリットは何なんだろうということをちょっと感じているところです。意見です。

○畠山晋一座長 そのほか御意見はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 本日出席していない会派から現時点での意見があれば、事務局よりお願いをします。

○菊島区議会事務局次長 特段お預かりしてございません。

○畠山晋一座長 それでは、本件について、本日の協議はここまでといたします。次回、改めて協議いたしますので、本日の議論を踏まえ、各会派で意見をまとめてきていただきますようお願いいたします。

本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告の上、御意見を伺うようお願いいたします。

次に、(3)議会報告会の実施についてを議題といたしますが、(4)区議会として取り組むシティズンシップ教育の在り方の御提案の中にも議会報告会の開催が挙げられておりますので、(3)と(4)の検討項目を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それではまず、(3)議会報告会の実施について、提案会派より改めて検討項目について御説明を願います。

○原田竜馬委員 私たちの会派からは、議会報告会の実施について御議論いただければというふうに思っております。

釈迦に説法などところではあるかと思いますが、まず、資料を御確認いただきまして、1議会報告会とは一体どういったものなのかということではありますが、議会報告会とは、議

会が主催し、住民に対して、直接、議会活動の状況を報告、説明するとともに、住民の意見要望を聴取する場のことを指していますということで、前提条件をそろえさせていただければというふうに思っております。

下に表がついておりますが、現在では、多くの議会で取り組まれておりまして、議会単位であったり、常任委員会単位であったり、地域単位、また、ネットさんは主権者教育、若者向けというふうなことが書かれておりましたが、対象別など、多様化しており、オンライン配信を行っている報告会、ハイブリッド開催といったものも普及をしている現状でございます。

今回、提出させていただいたテーマの趣旨になりますが、区民への説明責任と意見聴取の場として、各議員個人の区政報告会や会派による報告会というのは行われているかと思っております。これに加えて、議会という機関全体として議決した議案の内容や区政課題について、区民と多角的に共有する場を設けることには独自の意義があると考えています。複雑化、多様化する区政課題に対して、区議会全体として説明機能を強めることは、より開かれた議会の実現にもつながるのではないのでしょうか。区民が議会での議論を知る機会ともなり、また、議員も区民の多様な意見を聴取できる貴重な場として、議会報告会の実施が必要だと考えております。

以下、議会報告会実施により考えられる効果でございますが、議会による説明責任を果たすことができるといったこと、広聴機能の強化と政策形成への還元、3つ目が地域の課題解決への寄与と主権者教育の推進としての側面として効果が期待をされるのではないかと考えています。

4の参考事例になりますが、議会事務局より、議会活動の状況を議員が住民に直接報告する議会報告会を開催していますかという質問を各自治体にお送りさせていただきました。東京都、23特別区、東京都の市の50自治体を対象に行ったところ、「はい」、行っているのが14自治体です。すみません、「体」の漢字が抜けていましたが、50のうち14自治体で行われているというような現状でございました。

13ページの表は、全ての自治体を書くことはできませんでしたが、23区内で実施をしているところ、また、市部で実施をしているところの特徴的な事例を載せさせていただいております。こうした議会報告会を通じて、区議会の中でも様々賛否が分かれる議案、政策テーマがございますが、こちらの資料にも書かせていただきましたが、様々な立場から、どういった考えを持って議論しているのかを区民に知っていただくということが、開かれ

た区政、そして、より多くの区民が区政に参画をしていただくきっかけにもなるのではないか、そういった観点から議会報告会の実施を要望させていただきます。

○畠山晋一座長 続けて、(4)区議会として取り組むシティズンシップ教育の在り方について、提案会派より改めて検討項目について御説明を願います。

○おのみずき委員 続けて、生活者ネットワークより、区議会として取り組むシティズンシップ教育の在り方について、趣旨を説明させていただきます。

今の立憲無さんの御提案と、想定している議会報告会というものに関しては、おおむね共通しているかなというところがまず1点と、ただ一方で、対象が私たちの提案では、シチズンシップ教育と書いていますので、子ども・若者に特に焦点を当てた内容となっているということを先に申し上げておきます。

提案趣旨としましては、議会改革の一環として、区議会が取り組むものとして、区民に対して、議会の役割や参加の入り口を伝えていく取組を位置づけて、段階的に実施していくことを提案したいと思います。近年、全国の地方議会では、出前授業とか模擬議会とか意見交換会など、議会が主体となって取り組む主権者教育、シチズンシップ教育の取組が進められていて、こうした取組は3議長会も取組の事例集をまとめたりなどしております。こうした動きを踏まえまして、世田谷区議会としましては、区民、特に若い世代に対して、議会を身近な意思決定の場として伝える取組を検討する意義は大きいのではないかと考えています。そこでまずは議会報告会の開催を中心に提案したいと思います。詳細は後ほど述べます。

区議会として取り組む意義として、ここに3つ書かせていただいています。1つは、議会の役割を区民に分かりやすく伝えるということで、これは重要な議会改革の一つだと認識しています。議会では、通常の傍聴は誰でもできますし、インターネット中継、録画配信、会議録検索、区議会だよりの発行などなど、既に情報公開や広報の基盤はあります。これらを単なる情報提供にとどめないで、区民が実際に議会は何をしているところなのか、どのように関わられるのかを理解する入り口として、実際に活用されることに意義があると考えています。

2つ目は、若い世代を含む区民の政治的関心と地域参加の土台づくりにつなげたい。先ほども申し上げましたが、3議長会も、地方議会が身近な課題を自分事として考え、議論し、合意形成を図ることの大切さや、地方議会、議員の役割を伝えることを非常に重視していますし、推進を求めています。議会が若者を含む区民との接点を持つことは、教育的

意義に加えて、先ほどもありましたけれども、議会の広聴機能を高めることにもつながると思います。

3点目が世田谷区子どもの権利条例の理念を議会側からも具体化していく必要があると思っています。昨年4月施行の子どもの権利条例では、子ども・若者の参加、意見表明を大切にすることが明確に示されていて、区議会としても、議会の役割や、どうやって参加できるのかを伝える取組を進めることは、この趣旨に沿うものであって、子ども・若者が地域の意思決定を身近に感じる機会づくりとしても意味があるのではないかと考えています。

具体的な方策案として、表に3点、方策案を書かせていただきました。実現可能性と初期費用と教育委員会との調整が必要か不要かというところを、簡単にですが、まとめさせていただきまして、この3つを段階的に検討されていくことが私たちとしては望ましいと考えていますが、まずは最も現実的と考えられる議会報告会を軸にした取組にぜひ取り組めたらいいなということで、第一に御提案したいと思います。

先ほど議会報告会の定義は立憲無さんのほうから御説明いただいたとおりで、私たちとしても同じ定義で考えていますが、単なる定例会報告の場にとどめないで、議会を知る、区政に参加する入り口として位置づけて、子ども・若者に議会へ足を運んでもらい、世田谷区議会として、シチズンシップ教育の第一歩として位置づけることができるのではないかと考えています。その先の発展系として、豊中市議会や小金井市議会のような事例もちょっと書かせていただいていますけれども、希望校や大学、若者団体などを対象にした出前授業や議会見学、意見交換会も有効ではないかと思っています。

さらに、その発展系として、以前、議会広報の改善のところで少し御提案させていただきましたが、兵庫県議会等が既に取り組んでいるように、実際、若者の参画を得ながら作成するウェブ版広報、ウェブ版県議会だよりみたいなものも意義が大きいと考えていますけれども、その際に初期費用や実施体制の話などは、既にここで議論されていて、こちらについては、中長期の発展案として位置づけられればなというふうに思っています。

最後に留意点ですが、実施に当たっては、特定の何らかの考え方を示す場ではなくて、議会の役割や審議の流れ、区民参加の方法等を分かりやすく伝える場として整理することが重要なというふうに思っております。必要に応じて複数会派での運営を考えたりとか、共通資料を作成したりとか、中立性と分かりやすさを確保することが望ましいと考えています。既存資源を活用した低コストの取組から始めていき、その後の実施状況や参加

者の意見等も踏まえて徐々に改善していくこと、あと、学校等との連携を伴う取組については、まずは区議会内部で完結するものに先行して取り組みつつ、段階的に検討していくことがよいのではないかとというふうに考えております。

○畠山晋一座長 次に、事務局より現状や課題について説明をお願いします。

○菊島区議会事務局次長 まず、議会報告会のほうから御説明させていただきます。

23区の議会報告会の開催状況でございますが、台東区、品川区、豊島区、板橋区の4区で実施しており、頻度としては、いずれも年1回となっております。台東区については、年1回、町会連合会に対して、各地区の課題等について意見交換を行う対話懇談会という形式で実施しているようです。それ以外の3区での開催の仕方としては、対面とオンラインを併用して実施している区が2区、対面のみで実施している区が1区となっております。議員が直接参加し、司会進行、受付、記録、会場設営、会場案内、運営補助、報告書の作成など、事務全般を議員の方々が自ら担ってございます。報告会で議員が発言する場合のルールといたしまして、各区共通しているのは、原則、議会決定事項に基づく内容を中心として、議員個人の見解は述べないということになってございます。実施後は報告書をまとめて、区議会ホームページに掲載しています。

続きまして、シティズンシップ教育の在り方のほうでございまして、こちらについて、世田谷区議会での取組について御説明いたします。

まず、教育委員会から依頼を受けまして、小学3年生におおむね年間で2校程度、議場見学を実施してございます。区議会の役割、議場の説明、選挙などについて事務局職員が説明しています。また、区議会議員が受入れしている、主に中学生から大学生のインターン生に対しまして、議会の仕組みの説明や議場の案内をしてございます。さらに、区議会の仕事や仕組みを分かりやすく説明している「区議会のはなし」を区立中学校の3年生全員に配付するとともに、区議会ホームページでも区議会のあらましを掲載するなど、区議会をより身近に感じてもらえるよう取り組んでございます。

23区での議会によるシティズンシップ教育の取組状況についてでございますけれども、議場見学については、23区のうち20区の区議会で開催してございます。一方、出前授業については、議会主催で開催している区議会はなかったということになってございます。

○畠山晋一座長 それでは、本件についての質疑に入りますが、(4)の御提案の中の若者向け区議会だよりウェブ版についてですが、こちらは項目番号12の議会広報の改善に関する検討項目で協議済みですので、ここでの協議は割愛させていただきますことを御了承く

ださい。

それでは、皆様のほうで御質疑がありましたら、どうぞ。

○いたいひとし委員 事務局にお伺いするか、提案者にお伺いするのか分からないんですけども、今、4つの区で議会報告会をやっているということですけども、それを始めたきっかけとか、開催の盛り上がり方というか、成果というんですか、それは何か情報的にありますかということなんですが。なかったら、ないで結構です。

○菊島区議会事務局次長 申し訳ございません、深いところまでは、項目が多うございまして、そこまでは確認してございません。

そういった生の声というか、そういうことで言いますと、逆に議会報告会をやめたという自治体もございまして、そこに聞いたところによりますと、参加者があまりいなかったとか、かなり負担が大きかったとか、そういったことは調査をしたところでございます。

○ひえしま 進委員 これを実施するときの主体というのは議員になるんですか。それとも、やっぱり事務局も関与して、いろんなやり取りとか、いろんな準備はどういうイメージなのか教えてください。

○原田竜馬委員 準備であったり、当日の企画運営に関しては、先ほど説明の中で、議員のみで行っているというふうな話もありましたが、議員のみで行うことも可能かとは思いますが、事務局も踏まえて、場所をどうするかですとか、広報をどうするかですとか、そういったことは、一定程度、事務局の皆様にも御協力いただきながら進めていくというのが現実的かなというふうに考えております。

○おのみずき委員 私たちも同様です。

○中塚さちよ委員 補足で。こちらのネットさんのにも書いてあるかと思うんですけども、私どもも他でやっている自治体の方に聞くと、学校の中の障害者の特別支援学級だったかな、そうしたところなどで報告会をやったとかというお話もあって、そうすると、区の事務局の皆様のお力添えというのにも必要になるかなと思います。

この間、私どもの会派もこうした提案をさせていただいた背景には、今、都市整備常任委員会におりますけれども、陳情、請願とかをいただく中で、区民の皆様が1つのテーマについて、みんな、いろんな会派を回ったりしますけれども、各議員さん同士の議論を見てみたいというんですか、いろんな考えを議員同士が議論するようなことをしていただくと活性化するんじゃないかといった声を結構いただくことが多いです。今、常任委員会とかですと所管とのやり取りになっておりますから、そうした意味も含めまして、区民の

方からは、どこかの政党ということじゃなくて、議会が全体となって1つのテーマだったり、地域の課題に一生懸命取り組んでいくというところを私たちもアピールできれば、非常によいのではないのかなと思っております。

○ひえしま 進委員 中塚委員のお話ですと、議員同士の議論となると、やっぱり党派性だとか、いろんな議員の意見のぶつかり合いになると思います。今、話を聞いている限りでは、中立的に議会がどうなっているかということの報告かと思ったんですけども、朝生チックになってもいいということなんですか。

○原田竜馬委員 ありがとうございます。おの委員の今回の御提案と私たちの若干趣旨が違うのが、主権者教育として行う議会報告会というのは、もちろん子どもであったり、若者が対象で、いわゆる政治的な中立性みたいなものが保たれているということが大きな前提になるかと思えます。

私たちの提案も決して政治的な中立性、例えば、どこかの会派しか発言時間を設けないとか、そういったことではなく、一定程度、政治的な中立性を求める必要はあると思うんですけども、例えば議会の中で議決した陳情であったり、議案に対して、それぞれの会派から、自分たちはどういった意見だったかといったことを述べるといったことはあるかなと思います。

そういった意味で、先ほどのいたい委員からの我々に対する御質問じゃないですけども、その場でそういったやり取りをもしかしたらやってもいいのかもしれないですけども、基本的には、自分たちはどのような意見だったというところを区民の皆様にお伝えしていくということが、より区民の皆様の区議会における議案であったり、政策の理解につながるのではないかなというふうに思っております。

○いたいひとし委員 そうすると、区民が何を知りたいのか、何を望んでいるのかということを見ると、いわゆる報告会を望んでいるのか、それとも、がしがしのバトルの討論会を望んでいるのか、よく分からない感じになっちゃうんですね。報告会だと、やっぱり私も中立的なところがどうしても出てこざるを得ないと思うんです。いろんな意見が、その場で議員同士がバトルになってもしょうがないので、ある程度、報告会というていを取らなければ、事前に出来上がった原稿を読むようなイメージです。

区民が望んでいるものは討論会なのか。私は討論会的なものの方が——全員が議会で何か1つのことをやろうというのは確かに理想だと思うんですけども、実際問題、いろんな条例だとか案件でも賛否があるわけですから、議会で何か1つ取り組んでいますみた

いなよりは、各会派はどう考えているかという報告会をイメージしているのか、その辺の具体的なところを知りたいです。

○原田竜馬委員 それで言うと、後者になるかと思えます。あくまで議会報告会なので、報告ベースにはなりますが、例えば恵泉通りの陳情がありました、賛否が分かれました、それぞれの会派がどういった思いで賛成をしたのか、反対をしたのか、議場で確かに意見は述べているところではあります、決してどの会派もうまくいかにさせたいとか、そういった思いは絶対ないと思っています。そういった中で、どういうふうに解決していくのかということが、左側を回るのか、右側を回るのかといった違いだったのかもしれませんが、そういったことを含めて、丁寧に区民の皆様にご覧いただくということを、あくまで報告会なので、報告ベースで各会派を含め代表者が集って議論といいますか、報告し、区民の皆さんからまた意見をいただくといった報告会をイメージしております。

○いたいひとし委員 この報告会とか、どうのこうのと言う前に、この報告会をなぜやらなきゃいけないのかとか、なぜ報告会なのかという、強いて言えば、議員とは一体何なのというところに行き着くんじゃないかなというふうに根本で私は思うんです。

私たち公明党も議会基本条例とかをかつて提案したことがあって、勉強会も三重県議会議員だったかな、呼んで開いたりとか、積極的に議会における議員の役割とは一体何なのかというところをまずしっかりやろうと。その上に立って、いろんな報告会だとか、シチズンシップ教育のありようだとか、いろいろなものが出てくる。

例えば自治基本条例だとか、市民参画条例とか、大津市は倫理条例とか、まずこういうことをやる前に、ベースをしっかりと議員の中でコンセンサスを取った上でやっているところで報告会をやっているところが多いと私は思うので、そういったところをしっかりとやるべきだということを意見として言わせていただきます。

○畠山晋一座長 そのほか御意見はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、本日出席していない会派から現時点での意見はないと思うんですけれども、ありますか。

○菊島区議会事務局次長 ございません。

○畠山晋一座長 それでは、本件について、本日の協議はここまでといたします。次回、改めて協議いたしますので、本日の議論を踏まえて、各会派で意見をまとめていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告の上、御意見を伺うようお願いいたします。

次に、次回研究会についてですが、次回は6月30日火曜日午後1時から開催いたします。

そのほか何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 なければ、以上で本日の議会制度研究会を散会いたします。